

対象者理解の実践

Ⅱ.(1) 司法面接的手法の課題 (2) 怒りを抱えた人への対応

2022年度のぞみの園(基礎研修会・上級編)
知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会

脇中洋

大谷大学社会学部



(1) 司法面接的手法の課題

- 「I.司法面接的手法」では、事実関係を聞き取るための基本的な方法について説明しました。
- ただ司法面接的手法にも限界があり、汚染された供述は除去できません。また複数の言い分が見られる場合の対応が問題となるのでした。
- 複数の言い分が見られる場合としては、**解離性障害とパーソナリティ障害が考えられます。**
- ここでは複数の言い分が見られた際の対応について説明し、**協同面接（代表者聴取）**についても解説します。



解離性障害に対して...

- 性的虐待被害者が、突然表情を変えて暴言を吐き始めたり（**解離性人格障害**）、**過去の経験**（**解離性健忘**）は、**記憶**に**影響**を及ぼすことにより、**体験**の**想起**が**困難**になったりした。
- 養育期に受けた性的虐待は、現実を受け止めきれないほどの**心的外傷**をもたらすことが多いということです。
- この場合は、精神科医による**診断**を受け、**投薬**等の**治療**を受けるとともに、**症状特性**を**把握**する**必要**があります。
- **トラウマティックな経験**に伴う**解離症状**（**表情の急変**、**暴言**等）がないか**注意**し、**チック**や**不眠**等が**みられないか**丁寧**に観察**します。
- なお、**現在症状**を引き起こしている**トラウマティックな体験**が、**最近の出来事**によるものとは限らないことに**注意**する必要があります（**複雑性PTSD**）。
- **心的外傷**に伴う**解離症状**によって、**複数の多様な供述**が**引き出される**場合、**複数の言分**の**記録**を**残しておく**のが**良い**でしょう。



他者操作的なパーソナリティ障害に対して…

- 一部の利用者には、支援者を「敵」と「味方」に分けたり、支援者によって、あるいは時期によって、異なる言い分を述べてきたりすることがあります。
- 支援者を振り回す他者操作的なパーソナリティ障害としては、境界性パーソナリティ障害、演技性パーソナリティ障害などが想定されます。
- 支援者は混乱させられて、支援者間の連携が問われる場面です。
- 事実関係を確認しなくてはならないほど逼迫した出来事でないのであれば、「いずれの言い分が正しいのか」を検討するよりも前に、多面的な言い分を記録に残し、支援者間で、共同守秘を前提にそれぞれの言い分を共有します。
- 支援者は、利用者と一定の距離を保つようにしましょう。
- 「どちらの言い分が本当なのか」を突き詰める必要はありません（特に利用者の気持ちに関する内容であれば、「どちらの言い分も本当」程度に受け止めます。
- 利用者の多様な言い分を記録に残しておけば、後にカンファレンス等での検討から、利用者の気持ちを解明できるかもしれません。



事実関係を確認するのが困難な場合の工夫

- ・聞き取りに際しての以下のアイディアは、**利用者が強いストレスを感じている際に無理強いしてはいけません。**
- ・ただ、体験したと言うには一般化・概括化した漠然とした表現であったり、まるで他人事であるかのように俯瞰的に述べている場合など、本当に体験したことなのか「少し疑問に感じる」場合には、工夫してみる余地があります。

① 五感を意識して「**感じたこと**」を質問する

- ・何が見えていたか？どんな音や声が聞こえたか？臭いは？味は？触れた感覚は？
- ・特に触覚は、「触れられた」（受動的知覚）・「触った」（能動的知覚）などの主体性の違いを識別して。
- ・身体反応（身をよじる、涙が出る、声が出る、吐き気、汗をかき、目が回る、重い、苦しい、痛い等）や感情反応（恐怖、悲しみ、驚愕）が述べられるかどうか。



② 相互作用性を引き出すための工夫

- 主客を入れ替えて、主格を明確にした上で質問する。

× 「加害者が～してきました。」（それから？） 「次に～してきました」

○ 「加害者が～してきました。」（それに対してあなたは？）

「嫌だと言った」（それに対して加害者は？） 「黙れと言った」

- 接近・回避過程の移動の状態を相互作用的に明らかにする。
- 接近・回避過程における会話の有無を確認する。
- 体位や姿勢の転換プロセスも、相互作用的に明らかにする。

③ 渦中の視点からの供述

- 客観的・俯瞰的な視点ではなく、当事者の位置から得られる刺激を意識して。（その位置や姿勢からの独自の「見え」）



生活支援者による聴取の可能性

- ある虐待（経験？目撃）の吐露から
- リラックスした環境下における利用者の表出
- 児童養護施設、一時保護施設、救護施設等における生活支援者による記録の可能性
- 特に被虐待児（者）を受け入れている生活施設での解離性障害や司法面接的手法の知識の普及は重要。
- できれば保育士、幼稚園教諭、小学校教諭に対しても、同様の知識が求められる。

【架空事例資料】タナカアキラさんに性被害を受けたと思われる女性からの聞き取りはどうすればよいのか？



司法面接的手法の課題まとめ

① 何はともあれ最も初期の供述契機が重要

- 問い詰められたり、思い込みに基づく質問によって引き出されていないかどうか。
- 自発型（気を惹く動機が存在、あるいはパーソナリティ障害）の可能性はないか。

② 体験の詳細なプロセスを引き出せているか

- 一次知覚的体験供述を引き出せているかどうか
- 相互作用（接近・回避過程における刺激と反応）が引き出せているかどうか

③ 解離症状が疑われるとき

- 表情や口調の変化を詳細に観察し、必要なら診断を。



協同面接（代表者聴取）について

- 現在、捜査機関では被害者から複数回聴取を行うことによる精神的被害を避けるために、司法面接（代表者聴取）の運用を始めています。
- 多機関連携となるなど、児童相談所、警察署、検察庁、家庭裁判所など、児童の関与が問題となることがあります。
- 多くの場合は検察庁がリードして警察や弁護士と連携して児童の相対的な立場を確保し、児童の権利を保護する役割を担うことが期待されています。
- 日経新聞記事2019年8月22日
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO48874640S9A820C1CC1000/>
- 法務省：代表者聴取の取組の実情
- <https://www.moj.go.jp/content/001331469.pdf>



(2) 怒りを抱えた人への対応

— 「問題行動」をどう捉えるか—

- 重度知的障害者の中には、いわゆる「問題行動」が見られることがあります。
- **自傷行為**...自分の手を噛んだり、壁に頭を打ち付けたり、眼球を叩いたり、髪の毛を引き抜くなど。
- **他害行為**...相手に殴りかかったり、噛みついたり、物を壊したりするなど。
- その他、施設からの**飛び出し**や**弄便**（便をいじって壁に擦り付けるなど）、**異食**、**睡眠障害**もあり、強度行動障害と言われることもあります。
- なぜこうした行動が繰り返されるのか、どのような時にそうした行動が出現するのかという原因を、仮説検証的に把握する必要があります。



理性を失った人への対処

—非暴力的危機介入法®—

- 自傷・他害行為は、その場での行動の制止に追われてしまいがち。
 - 問題行動がなぜ起こっているのかという視点を持つ必要がある。
 - 理性がどのように失われていくのかを知る必要がある。
 - 理性が失われていく各段階ごとに、対応方法を変える。

※非暴力的危機介入法®：CPI危機予防研究所



問題行動への科学的対処

「問題行動」「不適応」を前にしたとき

誰が、どんな行動を、どうして、
どんな問題として、とらえているのか？

(例) 支援者が自傷行為を「怪我をするから制止すべき問題」としてとらえる。
当事者は、自傷行為を、「支援者の気を引くため」の手段としてやる。

A. その行動によって本人が得ている報酬は何なのか？を知る

(対物活動的or対人的 × 接近or回避)の4通り

それが欲しい・したい、それを避けたい、
その人に相手になって欲しい、その人と関わりたくない

B. その行動前後の経過をよく見て具体的記録を残す。

①伏線②きっかけ③具体的行為④結果

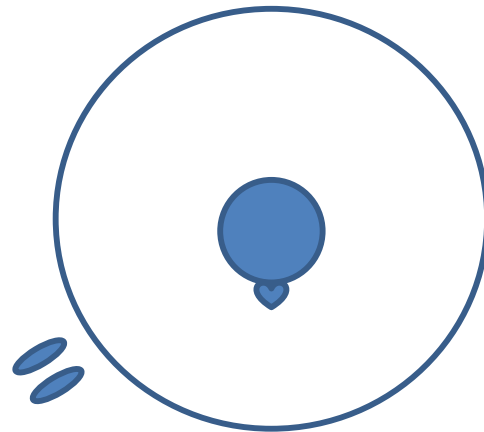
例 ①疲労感②体操の音楽③自傷行為④救護室に連れて行ってもらえる

→カンファレンスを通じた仮説検証を。



非暴力的身体的危機介入法の基盤として

- パーソナル・スペース(尊重されるべき領域)を尊重する。
- サポートティブ・スタンスを維持する。
- サポートティブ・スタンスを取ることは、
①相手を尊重し、②相手を観察でき、③自分の身を守ることができる = **自他の尊重**



※相手の不安、苛立ち、怒りは、
必ずしも**支援者の責任**ではない。



当事者が攻撃性を向けてきたら

— 人が理性を失うプロセス —

①不安 ...「どうしたの？」共感的受容

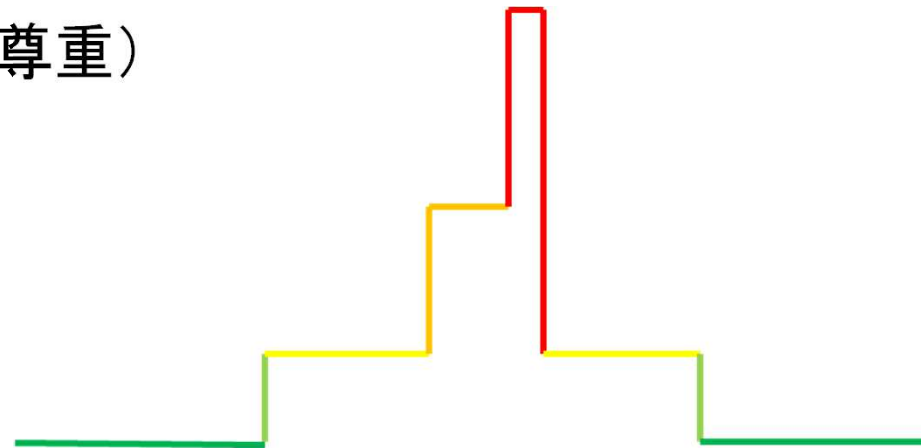
②防衛的 ...制限の設定

③行動化 ...非暴力的身体介入

(ギリギリの自他尊重)

④緊張緩和 ...共感

(信頼関係の再構築)



①不安の段階 / ② 防衛的段階

①不安...そわそわする、落ち着かないなど

- 頭ごなしに叱らない。
- 共感的受容が可能。
- 決め台詞は「**どうしたの？**」→**共感的受容**

②防衛的段階...言いがかり、暴言など

- **制限を設定**する
 - シンプルな制限(+-を提示して選択させる)
 - 相手のエネルギーに対応する。
- 職場で話し合っ、対応方法を統一しておく。**



③行動化の段階 -acting out-

- 先に手を出さない。
- 相手を尊重し、自分の身も守る。
- 長時間は続かない。

【打撃群】

- 避ける、ブロックする。

【つかみ群】

- 「出口」を見極める、テコの原理、相手の意表を突く。

※相手の横隔膜を締め付けない
(窒息の危険)。



④緊張緩和（沈静化）の段階

- 自己嫌悪に陥っている場合が多い。
- 共感的対応可能。
- 信頼関係構築のチャンス
- 今後の予防を一緒に考える。



喧嘩への介入

- 割って入ってはいけない。
【事前にすべきこと】
 - * 部外者を遠ざける。 * 危険な物を遠ざける。
 - * 応援の要請。
- 音源定位反応を引き起こす。
 - (すかさず) 「○○さん、こちらに来なさい」
- 分離を果たしたら、それぞれに言い分を聴く。



チームによる連携を

ーよりよい職場づくりへー

- 特定の人任せにしない。
- チームリーダーの条件
 - * 現場に最も近い人。
 - * **誰でも可能**になるように練習を繰り返す。
- 相手を尊重し、自分も大事にされる職場を目指す。
- **「共同守秘」「集団守秘」...**
同僚間で、利用者の利益のために
個人情報を共有し、外部に漏らさない。



非暴力的危機介入法®

- **CPI**危機予防研究所：アメリカ・ウィスコンシン州ミルウォーキーに本部がある。
- <https://www.crisisprevention.com/Special-Pages/International-Training/Japan>

